

千葉市政担当記者 様

平成29年4月14日

【条例全般に関すること】

市民局市民自治推進部地域安全課 電話 245-5634 内線 2642

【協議会・空家等対策計画に関すること】

都市局建築部住宅政策課 電話 245-5808 内線 6520

## 「千葉市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）」のパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、空家・空地対策の更なる強化を図るため、「千葉市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）」を作成しました。

つきましては、一部改正（案）についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 趣旨・目的

空家・空地対策の更なる強化を目指して、空家等対策計画の策定のための協議会の設置及び空地への立入調査に関する規定を設ける等、千葉市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年4月施行）の一部を改正します。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行（平成27年5月全面施行）に伴い、本条例の規定の整備を併せて行います。

### 2 パブリックコメント手続

#### (1) 公表期間

平成29年4月15日（土）～5月15日（月）

#### (2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 地域安全課（市役所8階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区地域振興課、市図書館（分館含む）での閲覧

#### (3) 市民への周知

ア 市政だより 4月15日号掲載

イ 市ホームページ 平成29年4月15日公表

### 3 意見の提出

#### (1) 募集期間

平成29年4月15日（土）～5月15日（月）（※必着）

#### (2) 提出方法

「千葉市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）」に対する意見」と書き、住所、氏名又は団体・代表者氏名（ふりがな）、電話番号、メールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。（※口頭、電話での意見は受け付けません）

ア 郵送 〒260-8722 千葉市役所 地域安全課

イ FAX 043-245-5637

ウ 電子メール [chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp](mailto:chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp)

エ 持参 地域安全課（市役所8階）、各区地域振興課

### 4 意見の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を、平成29年5月中に市ホームページで公表する予定です。（※住所、氏名などの個人情報は公表しません。）

### 5 今後のスケジュール

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、平成29年第2回定例会に条例（案）を提出し、8月1日より施行予定。

### 6 添付資料

千葉市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）について